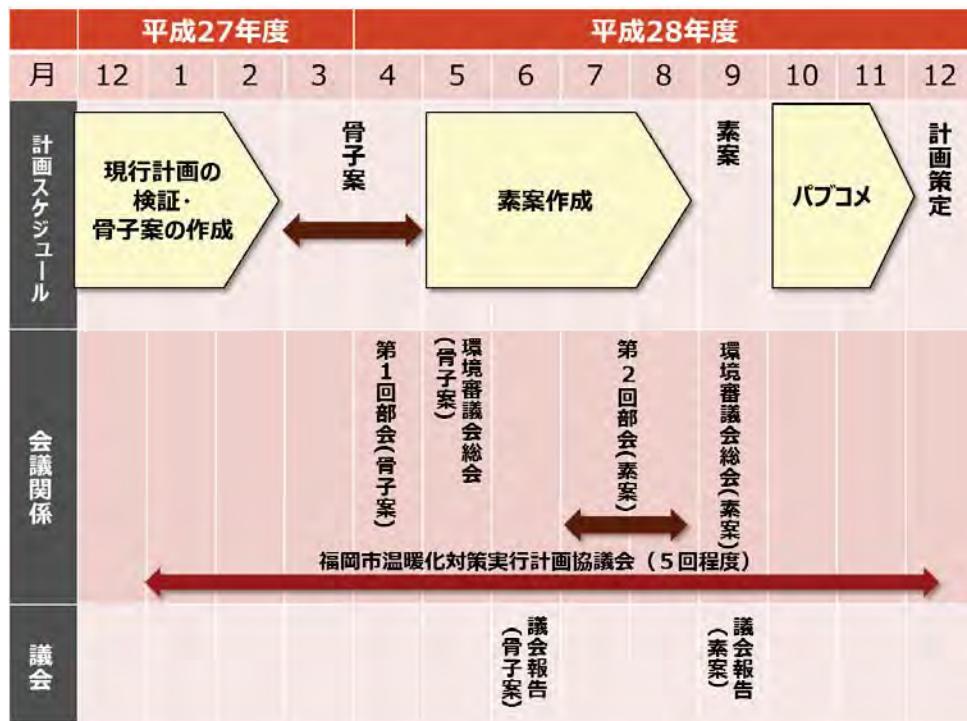


福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案について

1 計画（温対法第 20 条の 3 に基づく法定計画）について

福岡市地球温暖化対策地域推進計画(福岡市域を対象とした計画、H6.3 策定、H18.9 第3次改定)と、福岡市役所環境保全実行計画(福岡市役所を対象とした計画、H10.4 策定、H21.3 第2次改定)を結合し策定するもの。

2 骨子策定までと今後のスケジュール



3 現行計画の検証

(1) 福岡市地球温暖化対策地域計画(第3次)

- 計画期間：2006(H18)年度～2015(H27)年度
- 基準年度：2004(H16)年度
- 数値目標と実績 ※電力の CO₂ 排出係数の増大に伴い目標達成が困難

区分	目標	実績
家庭部門からの CO ₂ 排出量 (世帯あたり)	△ 8 %	+ 53%*
業務部門からの CO ₂ 排出量 (床面積あたり)	△ 1 4 %	+ 52%*
自動車部門からの CO ₂ 排出量 (1 台あたり)	△ 8 %	△19%

(2) 福岡市役所環境保全実行計画(第2次)

- 計画期間：2009(H21)年度～2015(H27)年度
- 基準年度：2004(H16)年度
- 数値目標と実績 ※電力の CO₂ 排出係数の増大に伴い目標達成が困難

区分	目標	実績
庁舎等からの CO ₂ 排出量	△ 5 %	+ 46.7%*
庁用車からの CO ₂ 排出量	△ 1 0 %	△19.4%
庁舎等から排出される廃棄物量	△ 5 %	△13.9%

第1章 計画策定の背景・意義

1) 地球温暖化の現状

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による
地球温暖化の科学的知見

IPCC第5次報告書（2014年作成）

- 気候システムの温暖化に疑う余地はない
- 2100年までに気温は0.3~4.8°C上昇、
海面は26~82センチ上昇の見込み
- 気温上昇を2°C以内に抑えるためには、温室効果ガスを
2050年には2010年比で40~70%の排出削減をすること
が必要

2) 国内外の動向

海外の動向

パリ協定（2015.12月採択）

- COP21（第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議）
において、途上国を含む全ての国と地域が参加する**2020年以降の新たな温暖化対策「パリ協定」を採択**
- 世界共通の長期目標として、**世界の平均気温の上昇を産業革命前から2°C以内にする**（1.5°C以内を努力目標）
- 先進国は引き続き途上国に対して資金面での支援をする
- 適応の長期目標の設定及び**各国の適応計画プロセスと行動を実施する**
- 全ての国と地域が5年ごとに従来より前進した削減目標を提出

日本の動向

日本の約束草案（2015.7月）

- 2020年以降における我が国の温室効果ガス削減目標
が記された「日本の約束草案」を国連に提出（2015.7月）
- 日本の温室効果ガス削減目標：

削減目標（2013年度比）

中期目標（2030年度）：26%削減

(部門別CO2削減目標)

家庭部門△39.3%，業務部門△39.8%，
運輸部門△27.6%など

※なお、第四次環境基本計画（H24.4閣議決定）に基づく

長期目標は2050年度に△80%

⇒上記目標を達成するため、

国では地球温暖化対策計画を策定中（2016.5策定予定）

第2章 温室効果ガス排出の現況と将来推計

1) 温室効果ガス排出の現況

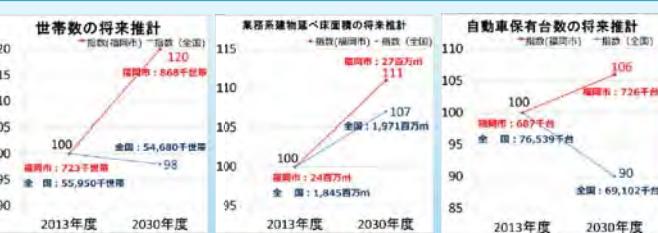
⇒東日本大震災以降、火力発電の増加に伴う電力の排出係数
増加に伴い、近年排出量は増加し続けている



2) 福岡市の地域特性

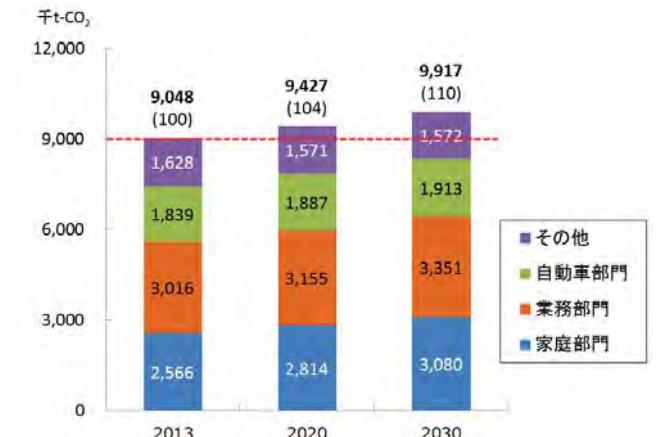
⇒2030年度までの間

世帯数、業務系建物床面積、自動車保有台数
いずれも増加する見込み



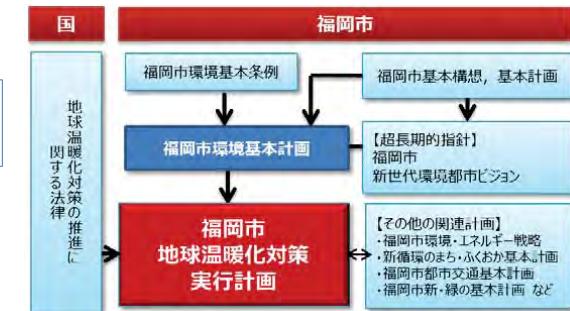
3) 温室効果ガス排出量の将来推計

⇒世帯数、業務系建物床面積、自動車保有台数の増加に伴い、
温室効果ガス排出量は今後も増加し続ける



第3章 計画の基本的事項

1) 計画の位置付け



2) 基準年度

2013（平成25）年度

3) 目標年度

(中期目標) 2030（平成42）年度

(長期目標) 2050（平成62）年度

※2022年度に進捗状況を確認

4) 温室効果ガス削減目標

削減目標（2013年度比）

中期目標（2030年度）：28%削減

長期目標（2050年度）：80%削減

中期目標（△28%）の考え方



（参考）部門毎の削減割合（国との比較）

区分	福岡市	国
家庭部門 (世帯あたり)	△31%+a (※) (△43%+a)	△39% (△38%)
業務部門 (床面積あたり)	△34%+a (※) (△41%+a)	△40% (△44%)
運輸部門 (台数あたり)	△17%+a (※) (△21%+a)	△28% (△20%)

5) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
(温暖化対策推進法に定める7種類のガス)

福岡市地球温暖化対策実行計画（骨子案）～概要版～

第4章 対策・施策

○施策体系、対策・施策

基本理念

未来につなぐ低炭素のまちづくり
(地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか)

将来像

みんなが環境にやさしいまち	エネルギーを創り、創ったエネルギーを貢く使うまち	エコで快適に移動できるまち	資源を活かす循環のまち	温暖化によって増えるおそれのある災害に強いまち
---------------	--------------------------	---------------	-------------	-------------------------

めざす姿

市全体	まち全体に省エネルギー等に関する情報が浸透し、一人ひとりがエネルギーを効率的に利用するまち	環境負荷の少ない多様なエネルギーの活用と自律分散型のエネルギー・システムが整備されたまち	環境負荷の少ない交通手段のネットワークが構築され、快適に利用することができるまち	廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち	暮らしの安全・安心に関わる課題はほぼ克服した快適なまち
市民	日常的な省エネ行動が浸透 環境と経済成長の調和 フロンガスの適切な管理	多くの建物に太陽光発電設置 燃料電池、蓄電池などの導入 住宅・ビルのゼロ・エネルギー	EVやFCVなど燃費性能の優れた自動車への利用転換 公共交通機関や自転車の積極的利用 都心部へのアクセス性や回遊性の向上	ものを大切にする精神・文化が浸透 事業活動の各段階での排出抑制、適正な循環利用	気候変動への適応の必要性・方法などの情報が浸透 災害時のエネルギー対策
地域	地域が一体となって日常的に省エネ行動を行う	エネルギーを相互に融通しエリア内で効率的に利用する	自転車利用環境が整っている	発生抑制・再利用を中心とした3Rが促進されている	自主防災組織設置など互助の意識が共有されている

基本方針

緩和策

適応策

家庭・業務部門の省エネギーの促進	再生可能エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用	環境にやさしい交通体系の構築	廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の推進	気候変動への適応 (※)
------------------	------------------------------	----------------	----------------------	--------------

市の施策例

・住宅の省エネ改修における助成	・再生可能エネルギーの設備導入	・総合交通体系づくりの推進	・ごみ減量の啓発、情報発信など	・自然災害対策
・高効率照明の設置補助	・自律分散型エネルギー・システム導入に対するインセンティブの設置など	・公共交通機関の利用環境の向上	・EV,PHV,FCVの導入助成など	・水資源対策
・地球温暖化対策地域計画書制度の導入など		・EV,PHV,FCVの導入助成など		・健康被害への対策

分野横断型施策

【めざす姿】<市全体>温暖化対策を主体的に取り組むための人づくり・地域づくり・ネットワークづくり
<市民・事業者・地域>温暖化対策の担い手育成のため主体的に教育・学習に取り組んでいる

【基本方針】環境行動を担う人材の育成、情報提供の推進

【市の施策例】緩和策や適応策など幅広い情報の提供、市民、事業者、地域の自主的な活動等の支援など

【めざす姿】これまで培った経験やノウハウを活かし、ニーズに応じた国際協力の展開

【基本方針】アジア太平洋地域への更なる環境協力

【市の施策例】福岡方式（準好気性埋立構造）を軸とした廃棄物処理技術の国際協力の展開
水道、下水道分野における技術協力の推進など

成果指標

(家庭部門) ○Iリットル・エネルギー使用量(1世帯あたり) 27.8GJ(2013年度) →20.9GJ(2030年度) (業務部門) ○Iリットル・エネルギー使用量(1mあたり) 0.94GJ(2013年度) →0.73GJ(2030年度)	○再生可能エネルギーによる発電規模 約15.7万kW(2013年度) ⇒40万kW(2030年度)	○1日あたりの鉄道バス乗車人員 113万5千人(2014年度) ⇒120万人(2022年度)※ ○新車販売台数に占めるEV,PHV,FCVの割合 1%(2014年度) ⇒17% (2030年度) ※2030年度の成果指標は関連計画にあわせて見直し	○ごみ処理量 57.0万t(2014年度) ⇒49万t(2022年度)※	-
---	--	---	---	---

第5章 市役所業務における対策（事務事業編）

1)削減目標

削減目標（2013年度比）
エネルギー使用量▲8% (2022年度)

※基準年度（2013年度）以後、地下鉄七隈線の延伸や小中学校のエアコン設置等によるエネルギー使用量の増加が見込まれるなか、上記の目標達成のために、さらにエネルギー使用量の削減に取り組むこととする

2)対象施設

直営施設、指定管理者委託等施設、街灯公園等照明、移動体（庁用車、鉄道、船舶、ヘリコプター）

※環境省が定める「地方公共団体（事務事業編）策定・改訂の手引き(H26.3策定)」に基づき設定

3)対策・施策

【将来像】スマートで環境にやさしい市役所

省エネルギー対策	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	その他環境負荷低減策
・市有施設・道路照明等への高効率機器の導入 ・次世代自動車の導入 ・クーリングや節電対策等省エネ行動の実践など	・再生可能エネルギーの導入 ・排熱や地中熱などの未利用エネルギーの活用 ・燃料電池やBEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の導入など	・グリーン購入の推進 ・環境配慮契約の推進 ・職員の省エネ意識の向上など
成果指標	現状値（把握年度）	目標値（目標年度）
エネルギー使用量（原油換算）	109千キロリットル（2013年度）	100千キロリットル（2022年度）

第6章 計画の進行管理

○計画の進捗体制

・計画の推進にあたっては関係機関との連携を図る。
・福岡市環境審議会等で、温室効果ガスの排出量の管理、関連指標等の進捗状況等を点検する。

※適応とは

